

# 第 1 章 人事委員会の概要

# 第1章 人事委員会の概要

## 1 琉球政府人事委員会の設立

沖縄戦の惨禍の後、長らく米国統治下に置かれた沖縄の行政制度は、日本本土と異なる歴史を歩むこととなる。

本土においては、占領下の1947年（昭和22年）に地方自治法（法律第67号）、1950年（昭和25年）に地方公務員法（法律第261号）がそれぞれ制定され、地方公共団体の人事機関及び人事行政に関する基準が早々に確立されることになった。また、1951年（昭和26年）には、地方自治法第180条の5第1項及び地方公務員法第7条第1項に基づき、任命権者から独立した人事行政機関として、各都道府県に人事委員会が設置された。

一方、行政権が分離された沖縄では群島ごとに行政機構が設けられ、人事行政も群島ごとに明確に統一された基準はなく、戦前の慣行等により取扱われていた。

1952年（昭和27年）4月1日、琉球列島米国民政府布令第68号「琉球政府章典」により、それまで群島別に設置されていた統治機構に代わり、琉球一円を統括する琉球政府が設立された。同布令は、琉球政府の組織及び運営、住民の権利義務を定めたもので、第15条において「琉球政府は、公務員法を定めて、公務員の任命、昇進及び退職に関する責任を規制しなければならない。」とされた。同規定に基づき、同日、琉球公務員法（1952年米国民政府布令第76号）が公布され、これにより人事行政の統一された明確な基準が示されるようになった。また、同法第3条により同年5月15日、琉球政府人事委員会が設置され、公務員制度の一応の確立をみた。

しかし、翌1953年（昭和28年）1月には、布令による琉球公務員法は廃止され、民立法による琉球政府公務員法（1953年立法第4号）が制定公布され、民意に基づく新しい公務員制度が確立された。これにより、近代的な人事行政の理念に基づく専門的な人事行政機関の基盤が築かれ、人事委員会は、公務の民主的且つ能率的な運営を図るべく、一般職の職員の給与に関する立法、琉球政府公務員の職階制に関する立法、琉球政府公務員の災害補償に関する立法等の実施の責にあたるこ

とになった。

## 2 沖縄県人事委員会の設置

1972年（昭和47年）5月15日の本土復帰に伴い、琉球政府人事委員会は解消され、沖縄県人事委員会へと移行することとなった。本土の地方自治法、地方公務員法がそれぞれ適用されることとなったため、これに対応して沖縄県人事委員会設置条例（昭和47年条例第39号）等が制定公布され、本土並みの公務員制度が確立されることとなった。

また、復帰の際、琉球政府人事委員会の委員については、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）に基づき、その選任が行われるまでの間、委員の職にあるものとみなす旨の経過措置がとられることとなった。

このようにして、沖縄県における人事委員会制度は、琉球列島米国民政府の管理のもとに琉球政府人事委員会が設置（1952年5月15日）されて以来、本土とは違う歴史をたどり、2022年（令和4年）には70年の節目を迎えた。

## 3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法第8条第1項各号に規定されており、その性質により分類すれば、行政的権限、準司法的権限及び準立法的権限の三つに分けることができる。

なお、詳細な権限項目に若干相違はあるものの、琉球政府においても琉球政府公務員法第5条の規定により同様の三つの権限に大別されていた。

### (1) 行政的権限

人事委員会は、行政機関であることから、各種の行政権限を行使する権限を有する。行政的権限に基づく主な事項は次のとおりである。

ア 職員に関する条例の制定、改廃について議会及び長に意見を申し出ること。

イ 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。

ウ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告すること。

エ 人事行政に関する調査、研究などを行うこと。

オ 勤務条件に関する措置要求の審査及び不利

益処分についての審査請求以外の職員の苦情を処理すること。

カ 人事委員会の事務局長その他の事務職員の任免。

キ 競争試験または選考の実施。

ク 採用候補者名簿の作成。

ケ 昇任試験を受けることができる職の指定。

コ 臨時的任用の承認。

サ 人事評価の実施に関する任命権者に対する勧告。

シ 給料表に関する議会及び長に対する報告及び勧告。

ス 給与の支払いの監理。

セ 研修計画の立案等に関する任命権者に対する勧告。

ソ 職員団体の登録。

タ 職員団体の登録の効力の停止及び取消し。

チ 職員団体の解散の届出の受理。

ツ 労働基準監督機関としての職権の行使。

テ 非登録職員団体に法人格を付与する場合の認証。

## (2) 準司法的権限

人事委員会は、公平中立の立場にある機関として、任命権者と職員との間に紛議が生じたときは、法律に基づきこれを裁定する準司法的な権限を有する。

ア 勤務条件に関する措置要求の審査。

イ 不利益処分についての審査請求の審査。

ウ 職員団体の登録の取消しに関する口頭審理。

エ 学校医等に関する公務災害補償の異議の申立ての審査。

## (3) 準立法的権限

人事委員会は、法律または条例に基づきその権限に属する事項について、人事委員会規則を制定することができる権限を有する。

(資料編 総務関係 1 人事委員会規則制定・改廃状況)

## 4 人事委員会の委員

琉球政府においては、琉球公務員法で「人事委員は、人格高潔で民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務処理に理解があり、且つ、

人事行政に関し識見を有する年令 30 年以上の者の中から民政官の同意を得て行政主席が任命する」と規定していたが、その後琉球政府公務員法が施行され、「人事委員は、公正にして民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから立法院の同意を得て行政主席が任命する」となり、さらに、政治的中立性を確保するとして、2 人以上が同一の政党に属し、又は同一の大学学部を卒業した者となることとなつてはならないように規定された。

また、人事委員の任期については、1970 年(昭和 45 年) 8 月 2 日までは 3 年で再任は 6 年までとなっていたが、法改正により、8 月 3 日以降は任期は 4 年、再任は 8 年までとなり、退職後一年間は人事委員会事務局職員以外の職員に任命することはできないとする規定は削除された。

復帰後の沖縄県人事委員会は、地方公務員法の規定に基づく 3 人の委員をもって構成された合議制の執行機関であり、委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任することになっており、任期は 4 年である。ただし、復帰の際の本県の委員については、復帰後最初に選挙された沖縄県知事により 3 人が選任され、その最初の任期は、地方公務員法附則第 5 項の規定によりそれぞれ 4 年、3 年、2 年と決められた。

なお、復帰から平成 10 年までは委員のうち 1 名以上は常勤であったが、平成 11 年以降は全員非常勤となっている。

(資料編 総務関係 2 歴代人事委員と在任期間)

## 5 人事委員会の運営

琉球公務員法の規定に基づいて 1952 年(昭和 27 年) 5 月人事委員会会議及びその手続きに関する規則が制定され、人事委員会会議は定例と臨時の 2 種に区分し、定例会議は毎週木曜日に開催されたが、琉球政府公務員法の制定による 1954 年(昭和 29 年)の改正、1965 年(昭和 40 年)の一部改正を経て、定例会議は毎週火曜日と金曜日に開催するようになった。

復帰後は、沖縄県人事委員会議事規則(昭和 47

年人事委員会規則第1号)により、定例会は毎週火曜日に人事委員会の庁舎において、臨時会は委員長が必要と認めるときまたは過半数の人事委員から要求があったときに委員長が招集し開催している。

委員会の会議は委員全員の出席によって開催され、その議事は委員の過半数で決せられる。

また、人事委員会を代表する委員長は委員のうちから選任され、委員長に事故があるとき等は委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(資料編 総務関係 3 委員会の開催状況)

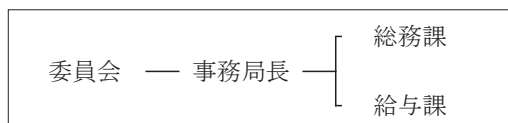
## 6 事務局

### (1) 事務局の組織の変遷

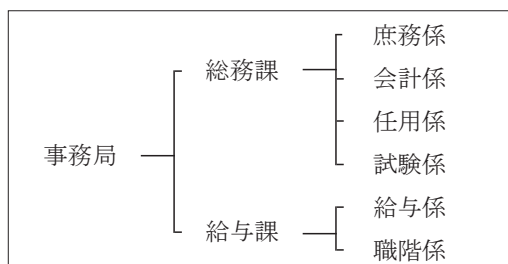
#### ア 琉球政府

琉球公務員法第4条第4項では「人事委員会は、試験委員及び予算の範囲内においてその職務を適切に行うために必要とするその他の職員を任命する。」という規定があるだけで組織についての明文の規定はなかった。したがって、1952年(昭和27年)5月15日委員会は発足したが職員も僅少ではっきりした組織はなかった。

1953年(昭和28年)1月26日民立法による琉球政府公務員法が制定公布され、同法第12条第5項「事務局の組織及び職員の定数は、立法で定める。」という規定に基づき、1953年(昭和28年)7月20日立法第29号で人事委員会事務局組織法が公布され人事委員会事務局組織が確立された。その組織は次のとおりである。



さらに、1956年(昭和31年)12月11日人事委員会処務規程(人事委員会訓令第1号)で各課に下記のような係を設置しその係に主任をおくようにした。

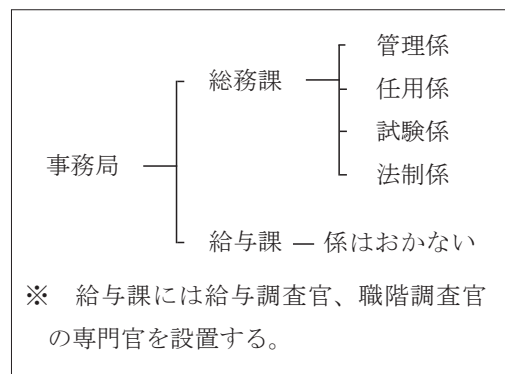


1958年(昭和33年)5月1日人事委員会処務規程の一部改正(人事委員会訓令第1号)で総務課の係中、庶務係、会計係を統合して管理係とし、各係に係長をおくようにした。

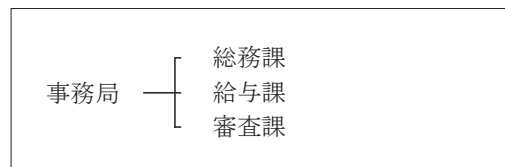
1962年(昭和37年)4月6日業務の進展に伴い管理系の業務の一部を分離して処理させるべく新たに総務課に法制係を設置した。

1963年(昭和38年)7月30日人事委員会処務規程中組織関係の条文を削り、人事委員会事務局組織規則(人事委員会規則第5号)を新たに制定した。

その組織は次のとおりである。



1965年(昭和40年)7月9日立法第54号による人事委員会事務局組織法の一部改正で2課体制から3課体制になった。

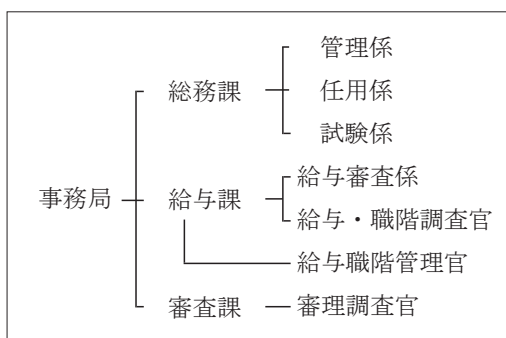


1965年(昭和40年)8月3日人事委員会事務局組織法の改正に基づき人事委員会組織規則の一部を改正し、総務課の法制係を廃止し、審査課には係をおかず新たに審理調査官の専門官を設置した(1965年7月9日から適用する。)

1965年(昭和40年)8月13日人事委員会組織規則の一部改正により、給与課に給与・職階管理官(課長クラス)を新たに設置し、給与調査官、職階調査官を給与・職階調査官に改めた。

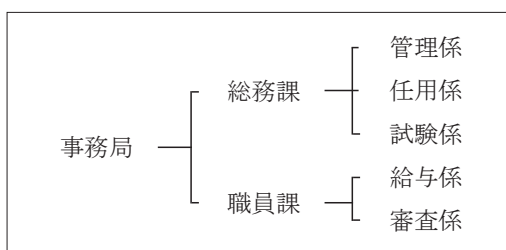
1968年(昭和43年)7月26日人事委員会組織規則の一部改正で、給与課に給与・職階管理官及び給与・職階調査官の専門官の外に給与調査係を設置した。

1970年（昭和45年）11月1日現在の人事委員会の組織は、以下のとおりである。

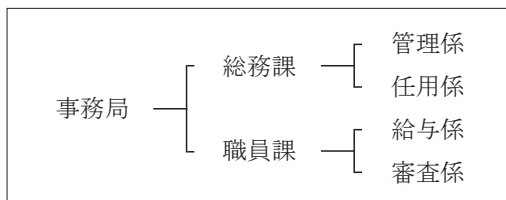


イ 沖縄県

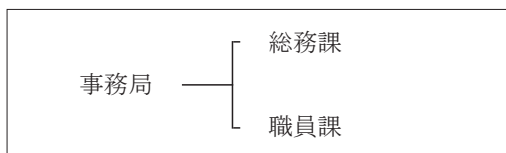
本土復帰した昭和47年5月15日の組織は、以下のとおりとなった。



昭和48年6月15日付で沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を改正し、従来の「試験係」を廃止し、「任用係」に統合した。



平成18年4月1日付で沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正し、係制を廃止した。



(2) 事務分掌

ア 琉球政府（1970年11月1日現在）

<総務課>

管理係

- (7) 公印の管守に関する事。
- (4) 事務局の組織並びに事務局職員の定数及び人事の事務に関する事。
- (7) 文書の接授及び発送に関する事。

(2) 人事委員会の予算決算及び経理に関する事。

(4) 人事委員会の庶務に関する事。

(4) 人事委員会の用度に関する事。

(3) 人事委員会の議事に関する事。

(4) 文書の保存に関する事。

(7) 人事委員会の広報業務に関する事。

(2) 自動車の運転整備及び保管に関する事。

(4) その他他課に属しない事。

任用係

(7) 人事記録の管理に関する事。

(4) 職員の任用（試験を除く）に関する事。

(7) 任用候補者名簿の作成に関する事。

(2) 任用候補者名簿の提示に関する事。

(4) 任用候補者名簿の保管に関する事。

(4) 職員の服務に関する事。

(3) 職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する事。

(7) 職員の研修及び勤務成績の評定に関する総合的企画に関する事。

試験係

(7) 職員の試験に関する事。

<給与課>

給与・職階調査官

(7) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の調査研究及び計画立案に関する事。

(4) 職員の給与格付基準の企画調査及び研究に関する事。

(7) 職員に対する給与の支払の監理に関する事。

(2) 職員の厚生福利制度の研究及び計画に関する事。

(4) 職員の退職金制度の研究及び計画に関する事。

(4) 職員の公務災害補償制度の研究及び計画に関する事。

(3) 職階制に関する計画立案及び実施に関する事。

給与審査係

(7) 給与勧告に関する事。

(4) 給与関係の統計に関する事。

(7) 給与制度の調査研究に関する事。

<審査課>

審理調査官

- (7) 人事行政の法制の調査及び研究に関する  
こと。
- (4) 法令その他法制の資料に関すること。
- (7) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に  
関する措置の要求の審査及び必要な措置に  
関すること。
- (2) 職員に対する不利益処分を審査し及び必  
要な措置をとること。
- (7) 職員団体に関すること。
- イ 沖縄県（現在）  
＜総務課＞
- (7) 人事委員会の会議及び人事委員に関する  
こと。
- (4) 公印に関すること。
- (7) 文書の收受、審査、発送及び保存に関す  
ること。
- (2) 予算、決算及び経理に関すること。
- (7) 物品の調達及び管理に関すること。
- (7) 事務局の組織並びに事務局職員の人事、  
給与、服務、研修及び厚生福利に関するこ  
と。
- (7) 人事行政に関する事項の調査研究及び勸  
告に関すること。
- (7) 人事記録の管理及び人事に関する統計報  
告に関すること。
- (7) 競争試験、選考その他任用に関すること。
- (2) 分限、懲戒及び服務に関すること。
- (7) 退職管理に関すること。
- (7) 人事評価の実施及び研修についての勸告  
に関すること。
- (2) 定年、勤務延長等に関すること。
- (7) 公益的法人等への派遣等に関すること。
- (7) 任期付職員の採用等に関すること。
- (7) 人事委員会規則その他諸規程の審査に関  
すること。
- (7) 人事行政の運営等の状況の報告に関する  
こと。
- (7) 労働基準監督機関の職権行使に関するこ  
と。
- (7) その他他課の所管に属しないこと。  
＜職員課＞
- (7) 給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚  
生福利制度に関すること。
- (4) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し  
講ずべき措置についての勸告に関するこ  
と。
- (7) 給与の支払の監理に関すること。
- (2) 給料表に関する報告及び勸告に関するこ  
と。
- (7) 勤務条件に関する措置の要求の審査に関  
すること。
- (7) 不利益処分についての審査請求の審査に  
関すること。
- (7) 職員の苦情処理に関すること。
- (7) 公立学校の学校医等の公務災害補償の審  
査に関すること。
- (7) 管理職員等の範囲の指定に関すること。
- (2) 職員団体の登録等に関すること。
- (7) 地方公共団体から委託された公平委員会  
の事務（退職管理に関するものを除く。）の  
処理に関すること。
- (7) 退職手当の支給制限等の処分についての  
調査審議等に関すること。
- (3) 事務局職員の定数の推移
- ア 琉球政府
- |                 |  |     |
|-----------------|--|-----|
| 1952年           | 琉球公務員法第4条第4項で予算<br>の範囲内で任命するように規定され<br>た8人 |     |
| 1953年4月1日～1957年 |  | 14人 |
| 1958年9月26日      |  | 15人 |
| 1959年7月28日      |  | 16人 |
| 1960年8月9日       |  | 17人 |
| 1961年8月1日       |  | 19人 |
| 1962年8月1日       |  | 20人 |
| 1963年8月17日      |  | 28人 |
| 1965年7月9日       |  | 32人 |
| 1967年8月19日      |  | 33人 |
- イ 沖縄県
- |            |  |     |
|------------|--|-----|
| 昭和47年5月15日 |  | 14人 |
| 昭和48年4月1日  |  | 16人 |
| 昭和54年5月1日  |  | 17人 |
- (4) 事務局長  
事務局を置く人事委員会には、補助執行の総  
括責任者として事務局の局務を掌理する事務局  
長が置かれる。  
また、事務局長は人事委員会規則の定めると



ころにより人事委員会の権限の委任を受けたときは、自らの名において人事委員会の権限を使用することができる。

(資料編 総務関係 4 歴代事務局長と在職期間)